

コテージむら宅地付き農地取得までの手続きについて

公益社団法人岩手県農業公社

□ 申込書の受領

申込前に、必ず現地を見ていただきます。

□ 申込書の審査

コテージむらでの営農の確実性について、書面もしくは面接により審査いたします。

□ 申込書の受理

その後、契約内容等について、打合せをさせていただきます。

□ 売買仮契約の締結

仮契約締結と同時に、手付金として売買価格の10%をお支払いいただきます。
契約書には、収入印紙及び押印が必要です。

□ 農地の売買について、雫石町農業委員会へ相談（農業公社で行います。）

《個人が農業に参入する場合の要件》

- ① 農地のすべてを効率的に利用すること。
- ② 必要な作業に常時従事すること（原則150日以上）。
- ③ 周辺の農地利用に支障がないこと。

□ 農地法第3条の規定による許可申請

申請手続きは、農業公社で行います。書類の提出期限は、毎月10日頃です。

《申請手続きに必要な書類（新規就農の場合）》 ③から⑤は申請日3ヶ月以内のもの

- ① 許可申請書3通、
- ② 営農計画書1通、
- ③ 土地の全部事項証明書1通、
- ④ 土地の公図1通、
- ⑤ 住民票謄本1通、
- ⑥ 土地売買契約書(写し)1通、
- ⑦ 移住スケジュール

□ 雫石町農業委員会の総会（毎月20日前後）で審議

□ 農地法第3条の許可

許可指令書が交付されると、売買仮契約が本契約となり法的効力が発生します。

□ 売買代金のお支払

農地法第3条許可証交付後3か月以内に販売代金残額をお支払いいただきます。

□ 契約物件の所有権移転登記

農業公社で行いますが、農地法第3条許可指令書に条件が付された場合は、その条件が満たされた時点で、登記を行うことになります。

なお、農業公社で移転登記を行った後に、登記内容を変更する必要がある場合は、ご自身で変更手続きをしていただきます。

□ 雫石町への定住

建築確認申請等の定住にかかる手続きの確認をいたします。

□ 営農資金支援

金額は、土地の売買代金の10%以内。令和12年3月31日までに契約された方が対象です。

以上で、手続きが全て完了となります。

【問合せ先：コテージむら担当 019-651-2181（代表）】